

新たな「京都市消費生活基本計画」の策定について

1 位置付け

- 京都市基本計画を上位計画とする消費生活分野の基本計画
- 消費生活条例第10条により、策定が義務付けられている基本的な計画

2 基本的視点

☆「融合」の視点

暮らしの総合行政として、「融合」の視点から行政の縦割りの弊害を廃し、計画を着実に推進するための庁内横断的な組織の在り方について検討

- 消費生活行政にかかわる局・区等で構成する「消費生活行政推進会議」の活性化により機動的・横断的な取組を推進
- 「食の安心」に関しては、京都市食の安全安心条例に基づく施策の推進に当たり緊密に連携

☆「共汗」の視点

消費者や事業者、関係団体、関係機関との連携、協働により、「共汗」の視点から施策を推進

- 事業の共催や企画段階からの協働等、消費者や消費者団体、事業者や事業者団体、大学等関係機関や学生との連携、協力を強化

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間

4 基本方針，施策体系

（参照 別紙1）

ライフステージを見据えた体系的かつ総合的な
消費者教育について （参照 別紙2）

5 推進方法

